

産婦健康診査事業実施マニュアル

(令和7年3月一部改訂)



公益社団法人 三 重 県 医 師 会

三 重 県 産 婦 人 科 医 会

三 重 県 小 児 科 医 会

三 重 県 精 神 科 病 院 会

三 重 県 助 産 師 会

三 重 県 子 ど も ・ 福 祉 部

目 次

1	産婦健康診査事業の概要	1
2	実施に当たっての留意事項	5
3	産婦健診の実際	9
4	支援が必要と判断される受診者への対応	11
5	関係機関連絡先	12
6	参考資料	
資料 1	厚生労働省通知 「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」（一部抜粋）	
資料 2	厚生労働省通知 「産婦健康診査事業の実施に当たっての留意事項について」	
資料 3	産婦健康診査結果票（母子保健のしおり版）	
資料 4	産婦健康診査結果票（A 4 版） ※しおり版と A 4 版はどちらかを選択することになります。	
資料 5	エジンバラ産後うつ病自己質問票（EPDS）（採点用）	
資料 6	EPDS の使用方法	
資料 7	EPDS の翻訳について	
資料 8	NICE のガイドラインで推奨される 2 項目質問票 （EPDS 以外のうつ病のスクリーニング方法）	
資料 9	精神科への診療情報提供書（みえ出産前後からの親子支援事業より）	
資料 10	支援結果連絡票（市町→産婦健診実施機関）	
資料 11	妊娠届出書・アンケート	

<問い合わせ先>

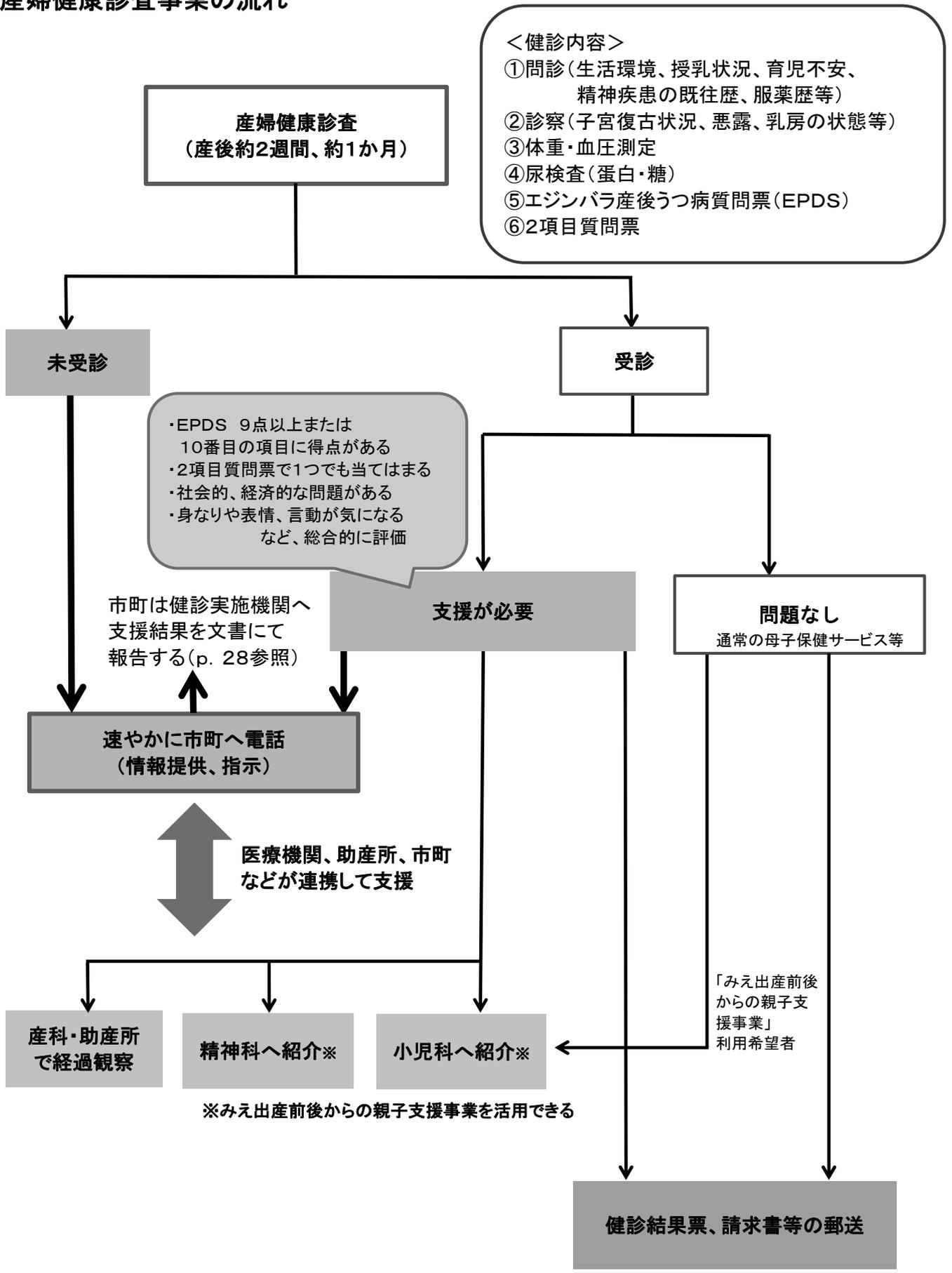
公益社団法人 三重県医師会

〒514-8538 津市桜橋 2 丁目 1 9 1 - 4

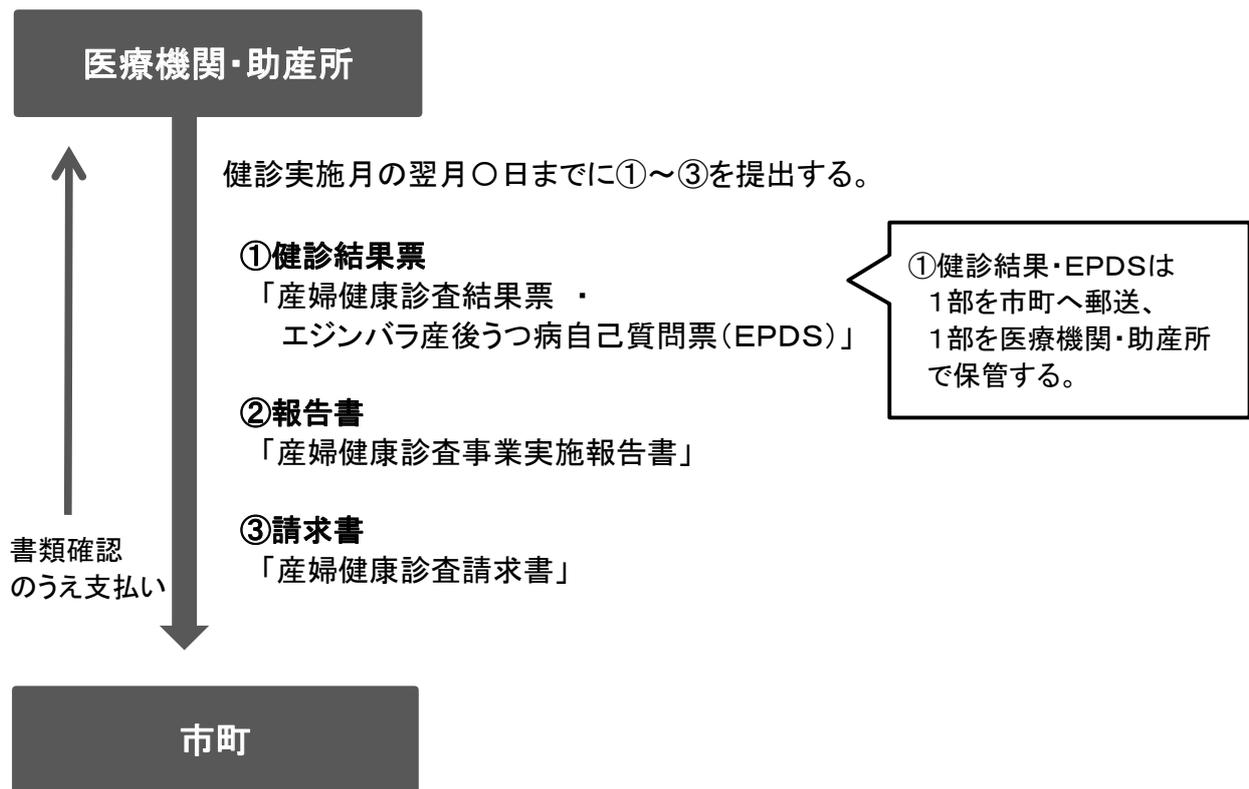
TEL 059-228-3822 FAX 059-225-7801

E-mail info@mie.med.or.jp

産婦健康診査事業の流れ



委託料請求の流れ（※実施市町の一例）



②産婦健康診査事業実施報告書(例)

年 月 日

(宛先) ○○ 市長

所在地・名称・代表者氏名

三重県市町産婦健康診査事業実施報告書

産婦健康診査事業を下記のとおり実施しましたので、三重県市町産婦健康診査結果票兼健康診査申請書（第2号様式）、三重県市町産婦健康診査費請求書（第6号様式）及び新生児の健康診査にかかる自己負担額領収書の写し（任意様式）を添えて報告いたします。

記

年 月分

産婦健康診査（1回目） _____ 人

産婦健康診査（2回目） _____ 人

計 _____ 人

②報告書には
健診実施人数を記入。

③産婦健康診査請求書(例)

○○市町産婦健康診査費請求書

三重県市町妊娠出産包括支援事業の産婦健康診査事業の助成金について、三重県市町妊娠出産包括支援事業実施要領第10条第2項の規定により、次のとおり請求します。

(宛先) ○○ 市長

年 月 日

所在地・名称・代表者氏名

請求金額 _____ 円

区分	単価	件数	請求額
1回目	5,000円	件	円
2回目	5,000円	件	円
合計		件	円

年 月 日 検収

③請求書には
請求金額、件数、請求年月
日を記入。

2 実施に当たっての留意事項

(1) 実施機関

- 1) 受診者に対し、健診結果が市町に報告されることを説明すること。
- 2) 産婦健康診査のうち、精神状態の把握については、エジンバラ産後うつ病質問票、2項目質問票、問診（精神疾患の既往歴、服薬歴等）、診察（表情、言動等）なども併せて総合的に評価すること。
- 3) 健診結果は受診者本人に直接伝えること。
- 4) 支援が必要と判断される受診者に対しては、適宜、次に掲げる対応を行うこと。
 - ① 受診者のセルフケアに関する助言・指導
 - ② こども家庭センター等、市町村の相談窓口等に関する情報提供
 - ③ 実施機関における経過観察
 - ④ 精神科に関する情報提供（可能であれば精神科医療機関を紹介）
 - ⑤ その他、受診者を支援するために必要な助言・情報提供等
- 5) 健診結果を母子健康手帳に記入する場合には、個人情報保護の観点から受診者本人の了解が必要であることに留意する必要があること。
- 6) 市町に対しては、2)による評価及び4)による対応内容等について、速やかに報告すること。

(2) 市町

- 1) 産婦健康診査事業の実施主体である市町において健診結果が把握・管理されることをあらかじめ受診者に周知すること。
- 2) 支援が必要とされる受診者に対し適切に対応できるよう、あらかじめ実施機関、精神科医療機関及び福祉関係機関との連携体制を構築しておくこと。
- 3) 実施機関からの報告により支援が必要と判断される場合には、受診者への電話連絡、訪問等により速やかに実情を把握するとともに、関係機関と連携し支援を行うこと。

(3) 支援を要する妊婦の把握・支援

市町では妊娠届出時に県下統一のアンケート（資料 11 参照）を活用して面接を行い、また妊婦健診時の産婦人科からの指示や市町事業など、様々な場面で支援を要する妊産婦（特定妊婦*など）を把握し、関係機関と連携しながら継続的にフォローしている。（p. 6「母子保健事業体制」参照）

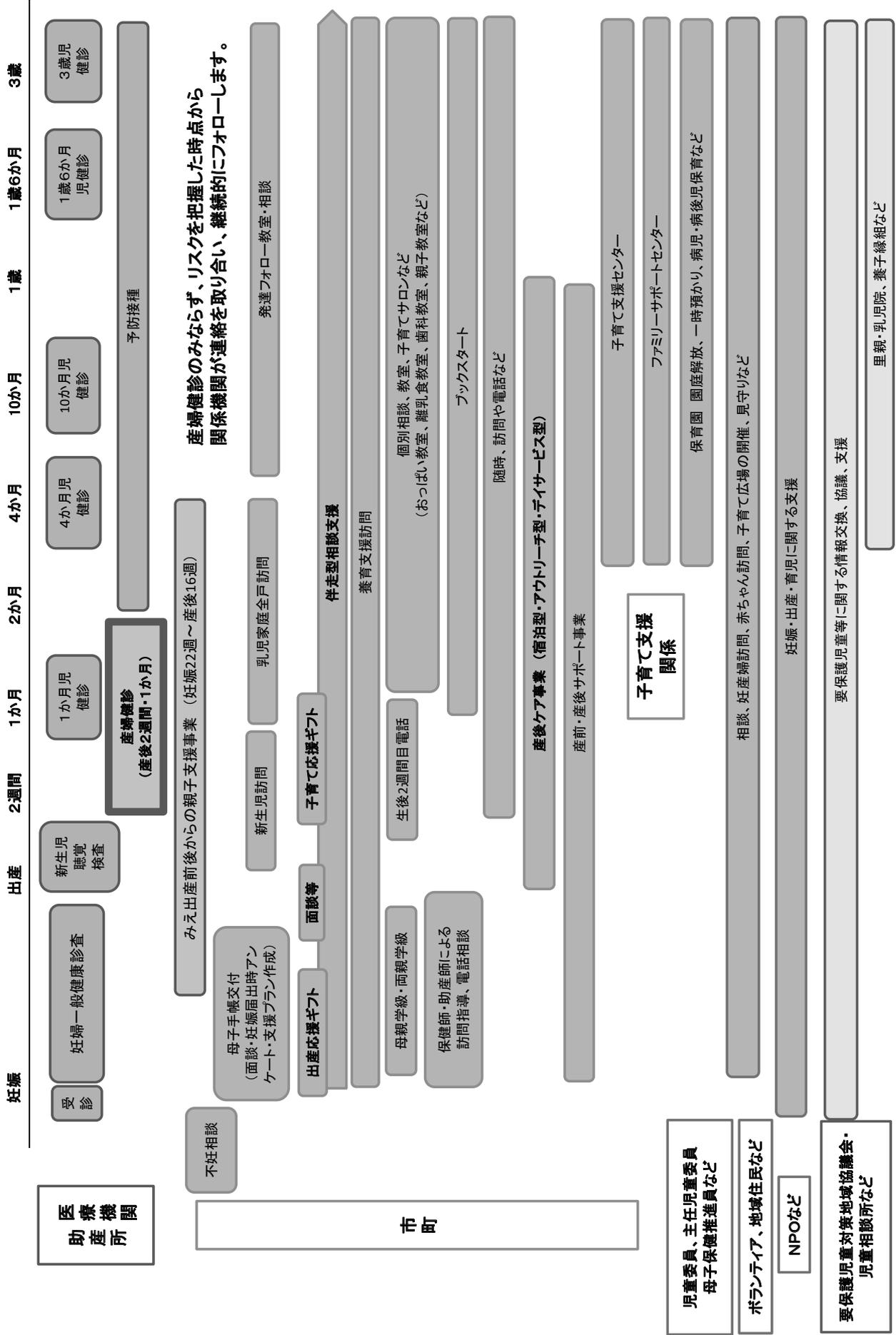
妊娠期には問題がなかった場合でも産後に心身の状態や環境が変化し、支援を要する状態となることがあるため、産婦健診などの産後早期の支援によって産婦の状況を把握し、速やかに必要な支援を行うことが重要である。

* 特定妊婦

平成21年改正児童福祉法において、「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」とされる。

要保護児童や要支援児童を養育している、支援者がいない、若年、経済的困窮、精神疾患、アルコール等の依存症、妊娠届の未提出、妊婦健診未受診などが考えられる。

母子保健事業体制



(4) 妊産婦のメンタルヘルス

- 1) メンタルヘルスとは精神疾患の有無ではなく、妊産婦が安心して生活を営み、ほどよく十分な愛情をもって子どもと向き合うことができる心の状態を意味している。

母と子の愛着形成が、子どもが将来心身共に健やかに成長し、母子と家族そして周囲の人たちと一緒に社会生活を営んでいく中で最も基本的で重要な要素であることは多くの研究が示しており、妊娠・出産が母児の双方にとって大きな喜びとなるよう支援していかなければならない。

- 2) 妊産婦の心理

妊婦は、お腹にいる子どもや出産後の生活に想像を膨らませ、期待や恐れの間を揺れ動く。出産が近づくにつれ、想像上ではない現実の子どもとの出会いに向けて、さらに心を準備し、母親としてのアイデンティティを形成していく。主体的に出産をやり遂げたという感覚は達成感と母親としての大きな自信をもたらす。

産後は生活スタイルや対人関係が一変し、予測不能な育児が24時間休みなく続くことを実感する。言葉を話せない乳児と関係を築くことは、自分の母親としての能力と向き合うことでもあり、自己肯定感が揺らぎやすく、母親としての自分に対する周囲からの温かな承認を求める気持ちが高まる。

- 3) 妊産婦メンタルヘルスの不調

妊娠期は食事内容や衛生面などあらゆるものに不安の対象が拡大し、緊張状態が持続することも少なくない。また、切迫流産、切迫早産など、子どもを失うかもしれないという不安にさらされ、自己効力感の低下、自責感などが生じやすい。

産後早期には、自分を頼る無力な赤ちゃんを前にして責任感が強まり、子どもに変化がみられないかどうか、母乳が足りているかどうかなど心配することが増え、医療スタッフの何気ない一言にさえ敏感に反応し傷つくこともある。

自宅で子どもと二人きりになると、母親としての役割の大きさを感じると同時に、孤独感や不安を生じやすい。想像とは異なる現実の育児に戸惑い、無防備な子どもに怒りを向けてしまうと自分が母親として失格なのではないかと不安になり、自責的になりやすい。

- 4) 妊産婦にみられる精神疾患

妊娠後に発症するものとしては、特に産褥期に顕在化することが多いが、重症度や頻度からも、うつ病が最も重要視され、自殺予防対策が課題になると考えられる。中等度以上の例では、精神科への受診につなぐことが重要である。

5) 妊産婦への接し方

メンタルヘルスケアの基礎をなすのは医療者としての良識である。相手をひとり
の人間として尊重すること、やさしく温かみのある感情をもつこと、礼儀と礼節を
もって誠実に接することなどによって安心と信頼が生まれ、そのうえで傾聴や共感
といったメンタルヘルスケアの技能がうまく機能するようになる。

* (4) 妊産婦のメンタルヘルスは、

公益社団法人 日本産婦人科医会「妊産婦メンタルヘルスケアマニュアル～産後ケアへの切れ目
のない支援に向けて～(平成 29 年3月)」p. 7, 16, 17, 23 より抜粋

(5) 情報提供の留意点

- 1) 平成 28 年改正児童福祉法では、病院、診療所等が要支援児童や特定妊婦等と思
われる者を把握した場合は、市町へ情報提供するよう努めなければならないと
規定された。(児童福祉法第 21 条 10 の 5)
- 2) 市町への情報提供は、1) の児童福祉法に基づくため、個人情報保護法に規定
する「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意なしに情報提供しても個人情
報保護法違反とならない。
- 3) 市町への情報提供の際は、原則として本人へ情報提供の概要等を説明する必要
があるが、説明や同意を得ることが困難な場合であっても、速やかに情報提供
を行い支援へつなげることが必要である。

5 関係機関連絡先

(1) みえ出産前後からの親子支援事業 協力精神科医療機関一覧

(令和7年3月現在)

◆病院◆

郡市 医師会	医療機関名	代表者・ 担当者氏名	郵便番号	住 所	電話番号	F A X 番号
桑名	多度あやめ病院	金子和磨	511-0101	桑名市多度町柚井 1702	0594-48-2171	0594-48-5444
いなべ	東員病院	宮内 誠	511-0243	員弁郡東員町大字穴太 2400	0594-76-2345	0594-76-8502
いなべ	大仲さつき病院	伊藤憲昭	511-0243	員弁郡東員町大字穴太 2000	0594-76-5511	0594-76-9746
四日市	総合心療センター ひなが	藤田康平	510-8575	四日市市日永 5039	059-345-2356	059-346-4643
四日市	水沢病院	梅原千寿	512-1105	四日市市水沢町 638-3	059-329-3111	059-329-3114
四日市	三重県立 総合医療センター	山下勝也	510-8561	四日市市大字日永 5450-132	059-345-2321	059-347-3500
鈴鹿市	鈴鹿さくら病院	川村憲市	513-0009	鈴鹿市中富田町 518	059-378-7107	059-378-7109
鈴鹿市	鈴鹿中央総合病院	川喜田昌彦	513-8630	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53	059-382-1311	059-384-1033
津地区	三重県立 こころの医療センター	森川将行	514-0818	津市城山 1 丁目 12-1	059-235-2125	059-235-2135
津地区	三重県立子ども心身 発達医療センター	中西大介	514-0125	津市大里窪田町 340 番 5	059-253-2000	059-253-2031
松阪地区	南勢病院	齋藤洋一	515-0052	松阪市山室町 2275	0598-29-1721	0598-29-0096
松阪地区	松阪厚生病院	齋藤純一	515-0044	松阪市久保町 1927-2	0598-29-1311	0598-29-1353
松阪地区	松阪中央総合病院	山寄一正	515-8566	松阪市川井町字小望 102	0598-21-5252	0598-21-9555
志摩	三重県立志摩病院	松山明道	517-0595	志摩市阿児町鶴方 1257	0599-43-0501	0599-43-2507
紀南	熊野病院	野寄 徹	519-4326	熊野市久生屋町 868	0597-89-2711	0597-89-4727

◆診療所◆

郡市 医師会	医療機関名	代表者・ 担当者氏名	郵便番号	住 所	電話番号	F A X 番号
桑名	ふくい心クリニック	福井庫治	511-0819	桑名市大字北別所 1841-1	0594-87-5071	0594-87-5072
津地区	森心身医学クリニック	森 正博	514-0823	津市半田 1364-32	059-227-0649	059-227-0951
津地区	ゆう心のクリニック	小塚優子	510-0303	津市河芸町東千里 155-1	059-273-5651	059-273-5641
松阪地区	中川駅前クリニック	寺村あゆみ	515-2321	松阪市嬉野中川町 40-2 プラザながわ 2 階	0598-48-0448	0598-48-0448
伊勢地区	山本医院	山本典正	516-0017	三重県伊勢市 神久六丁目 8 番 48 号	0596-20-1145	

メンタルヘルスの二次医療機関として

三重大学医学部附属病院精神科神経科	岡田 元宏
三重大学医学部附属病院精神科神経科	福山 孝治

(2) 市町母子保健担当窓口一覧

(令和7年3月現在)

	市町名	担当部課名	電話番号	郵便番号	住所
1	桑名市	子ども未来部 子ども総合センター 母子保健係	0594-24-1380	511-8601	桑名市中央町2丁目37番地
2	いなべ市	健康こども部 母子保健課	0594-86-7770	511-0498	いなべ市北勢町阿下喜31
3	木曾岬町	子ども・健康課	0567-68-6119	498-8503	桑名郡木曾岬町大字西対海地251
4	東員町	子ども家庭課	0594-86-2872	511-0295	東員町大字山田1600
5	菰野町	子ども家庭課	059-391-1124	510-1292	三重郡菰野町大字潤田1250
6	朝日町	子育て健康課	059-377-5652	510-8522	三重郡朝日町大字小向893
7	川越町	健康推進課	059-365-1399	510-8123	川越町大字豊田一色314
8	四日市市	こども未来部 こども保健福祉課 母子保健係	059-354-8187	510-0085	四日市市諏訪町2-2
9	鈴鹿市	こども政策部 こども保健課	059-382-2252	513-0809	鈴鹿市西条5丁目118-3
10	亀山市	子ども未来部 子ども総合支援課 母子保健グループ	0595-98-5003	519-0164	亀山市羽若町545 亀山市総合保健福祉センター
11	津市	健康福祉部 健康づくり課	059-229-3164	514-8611	津市西丸之内23番1号
12	松阪市	健康福祉部 こども局 こども家庭センター 母子保健係	0598-20-8087	515-0078	松阪市春日町一丁目19番地
13	多気町	こども課	0598-38-1154	519-2181	多気郡多気町相可1600
14	明和町	こども課	0596-52-7115	515-0332	多気郡明和町大字馬之上945
15	大台町	福祉課	0598-82-3783	519-2404	多気郡大台町佐原750
16	伊勢市	健康福祉部 健康課 母子保健係	0596-27-2435	516-0072	伊勢市宮後1丁目1番35号
17	鳥羽市	健康福祉課 健康係	0599-25-1146	517-0022	鳥羽市大明東町2-5 鳥羽市保健福祉センター ひだまり
18	志摩市	健康福祉部 健康推進課	0599-44-1100	517-0501	志摩市阿児町鶴方3098-1 サンライフあご3階
19	玉城町	保健福祉課	0596-58-8000	519-0433	度会郡玉城町勝田4876-1 (玉城町保健福祉会館内)
20	南伊勢町	子育て・福祉課 健康増進係	0599-66-1114	516-0194	度会郡南伊勢町五ヶ所浦3057
21	大紀町	健康福祉課	0598-86-2216	519-2703	度会郡大紀町滝原1610-1
22	度会町	保健こども課	0596-62-1112	516-2195	度会郡度会町棚橋1215-1
23	伊賀市	健康福祉部 こども家庭支援課	0595-41-1556	518-8501	伊賀市四十九町3184番地
24	名張市	福祉子ども部 健康・子育て支援室	0595-63-6970	518-0492	名張市鴻之台1-1
25	尾鷲市	福祉保健課 健康づくり係	0597-23-3871	519-3618	尾鷲市栄町5-5 尾鷲市福祉保健センター2階
26	紀北町	福祉保健課	0597-46-3122	519-3292	北牟婁郡紀北町東長島769-1
27	熊野市	健康・長寿課	0597-89-3113	519-4324	熊野市井戸町1150
28	御浜町	健康福祉課 子ども家庭室	05979-3-0508	519-5292	南牟婁郡御浜町阿田和6120-1
29	紀宝町	みらい健康課	0735-33-0355	519-5701	南牟婁郡紀宝町鶴殿324

※最新の情報・詳細等は各市町HP等をご確認ください。

(3) その他の関係機関連絡先

名称	電話番号	受付時間
妊娠SOSみえ 「妊娠レスキューダイヤル」	090-1478-2409	月・水 15～18時 土 9～12時 (祝日、12月29日～1月3日を除く)
みえ性暴力被害者支援 センター よりこ	059-253-4115	月～金 9～17時 (祝日、年末年始を除く)
三重県警察 性犯罪被害者相談電話	059-224-8103 (全国共通 #8103)	24時間受付
三重県女性相談所 (三重県配偶者暴力相談支援 センター)	059-231-5600	月・水・金 9～17時 火・木 9～20時 (祝日、12月29日～1月3日を除く)

児童相談所

	管轄地域	電話番号
北勢児童相談所	桑名市、いなべ市、四日市市、桑名郡、 員弁郡、三重郡	059-347-2030
鈴鹿児童相談所	鈴鹿市、亀山市	059-382-9794
中勢児童相談所	津市、松阪市、多気郡	059-231-5666
南勢志摩児童相談所	伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡	0596-27-5143
伊賀児童相談所	伊賀市、名張市	0595-24-8060
紀州児童相談所	尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡	0597-23-3435

※最新の情報・詳細等は各機関HP等をご確認ください。

6 参考資料

【資料1】

【改正後全文】

こ成母第36号
令和5年6月30日

都道府県知事
各 保健所設置市市長 殿
特別区区长

こども家庭庁成育局長
(公印省略)

母子保健医療対策総合支援事業の実施について

母子保健医療対策総合支援事業については、別紙「母子保健医療対策総合支援事業実施要綱」（以下「通知」という。）により行うこととされ、令和5年4月1日から適用することとされたので通知する。なお、平成17年8月23日雇児発第0823001号「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」は廃止する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長（保健所設置市市長、特別区区长を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

別紙

母子保健医療対策総合支援事業実施要綱

第1 趣旨

近年の少子化、核家族化、女性の社会進出等に伴い、こどもが健やかに生まれ育つための環境づくりの推進を図ることは重要な課題であり、その中心的役割を担う母子保健医療対策の充実強化が求められている。

母子保健医療対策総合支援事業は、このような課題に対応し、次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的な施策を実施するものである。

第2 事業内容

各事業の種類は以下のとおりとし、内容については各事業の別添によること。

- 1 こどもの心の診療ネットワーク事業（別添1）
- 2 性と健康の相談センター事業（別添2）
- 3 妊娠・出産包括支援事業
 - (1) 産前・産後サポート事業（別添3）
 - (2) 産後ケア事業（別添4）
 - (3) 妊娠・出産包括支援緊急整備事業（別添5）
 - (4) 子育て世代包括支援センター開設準備事業（別添6）
 - (5) 妊娠・出産包括支援推進事業（別添7）
- 4 不育症検査費用助成事業（別添8）
- 5 産婦健康診査事業（別添9）
- 6 新生児聴覚検査体制整備事業（別添10）
- 7 予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業（別添11）
- 8 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業（別添12）
- 9 被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業（別添13）
- 10 母子保健対策強化事業（別添14）
- 11 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業（別添15）

第3 国の助成

母子保健医療対策総合支援事業の各事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助することができるものとする。

ただし、法律、政令、省令等に基づき他から国庫補助金が交付される事業は対象から除外する。

第4 事業計画

この実施要綱に基づく各事業を実施する場合には、事業計画を策定し、別に定める期日までにこども家庭庁に提出すること。

産婦健康診査事業

1 事業目的

産後うつや新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等）（以下「産婦健康診査」という。）に係る費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。）とする。

なお、本事業の実施に当たっては、（1）～（3）の要件を満たすこと。

- （1）産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等を行うこと。
- （2）産婦健康診査の結果が産婦健康診査を実施する病院、診療所及び助産所（以下「実施機関」という。）から市町村へすみやかに報告されるよう体制を整備すること。
- （3）産婦健康診査の結果、支援が必要と認められる産婦に対して、別添4「産後ケア事業」による支援を行うこと。

3 対象者

出産後間もない時期の産婦とする。

4 対象となる産婦健康診査

（1）内容

- ① 健康状態・育児環境の把握（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴、子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）
- ② 体重・血圧測定
- ③ 尿検査（蛋白・糖）
- ④ 産婦の精神状況に応じて、ツールを用いた客観的なアセスメントを行うこと

（2）回数

対象者1人につき2回以内とする。

5 産婦健康診査の実施等

- （1）本事業の実施に当たり、市町村は実施機関として適当と認められるものに委託するものとする。
- （2）産婦健康診査の結果が速やかに市町村に報告されるよう、市町村は実施機関との連携体制の整備を図ること。
- （3）産婦健康診査の結果を踏まえ、別添4「産後ケア事業」による支援が必要と認められる場合には、すみやかに対象者に当該事業を実施すること。
また、必要に応じて訪問指導等を実施すること。

6 費用の請求

実施機関が、本事業における産婦健康診査を行った場合のこれに要した費用の請求は、産婦健康診査1回当たり5千円を上限として、市町村長に行うものとする。

7 留意事項

- (1) 本事業の対象者が居住地以外の実施機関において産婦健康診査を受診する場合等、産婦健康診査を実施機関へ委託して行うことが困難な場合については、2（1）～（3）を満たす場合に限り、産婦健康診査にかかる費用を対象者へ直接助成することを認める。
- (2) 対象者が母子同伴で産婦健康診査を受診する場合には、適宜、子の発育状況や栄養状態等について把握することが望ましい。
- (3) 本事業の対象となる者には、死産及び流産した者を含むこと。
- (4) 産婦の心身の状態に応じ、産後ケア事業、精神科等と連携できるような連携体制を整備することが望ましい。

【資料3】産婦健康診査結果票（母子保健のしおり版）

（医療機関→市町）

1回目・2回目

産婦健康診査結果票〔A〕

*太線内すべての項目をボールペン等で記入してください。

フリガナ	産婦	昭和	年月日
産婦氏名	生年月日	平成	年月日
住所	住民票登録地		
産婦連絡先	TEL・携帯	世帯主氏名	
産婦生活歴	喫煙：なし・あり 本/日 飲酒：なし・あり(時々・毎日)		

以下は医療機関等が記入します。

出産日	年月日	産後日数	1回目：産後約2週間 2回目：産後約1か月
健康診査の結果	1. 異常なし	*実施した項目をチェックし、結果を記入してください。	
	2. 要指導	□問診：支援者がいるか (はい・いいえ)	□問診：子宮復古(良・否)
	3. 要精密検査の内容	休養がとれているか (はい・いいえ)	悪露(正・否)
	4. 要治療の内容	授乳状況 (母乳・混合・人工乳)	乳房の状態(良・その他)
結果	□尿：蛋白(-・+・++) 糖(-・+・++)	育児不安 (なし・あり)	□体重：() kg □血压：() mmHg
	□EPDS：()点 □2項目質問：(該当あり・該当なし)	精神疾患の既往歴 (なし・あり)	
産婦への指示	なし・産婦人科へ相談・市町の保健師に相談・精神科受診・みえ出産前後からの親子支援事業・その他()		
市町への指示	なし・産婦人科で対応・電話指導を希望・訪問指導を希望・その他()		
実施年月日	年月日		

上記のとおり、健康診査結果を報告します。

年月日

委託医療機関等名称
担当医師・助産師名

ご出産から今までのあいだにどのようにお感じになったかをお知らせください。今日だけでなく、過去7日間にあなたが感じられたことに最も近い答えに○をつけてください。必ず10項目に答えてください。

- 例) 幸せだと感じた。 () はい、常にそうだった
() はい、たいていそうだった
() いいえ、あまり度々ではなかった
() いいえ、全くそうではなかった

“はい、たいていそうだった”と答えた場合は過去7日間のことをいいます。この様な方法で質問にお答えください。

【質問】	
1 笑うことができたし、物事のおかしい面もわかった。 () いつもと同様にできた () あまりできなかった () 明らかにできなかった () 全くできなかった	6 することがたくさんあって大変だった。 () はい、たいてい対処できなかった () はい、いつものようにはうまく対処しなかった () いいえ、たいていうまく対処した () いいえ、普段通りに対処した
2 物事を楽しみにして待った。 () いつもと同様にできた () あまりできなかった () 明らかにできなかった () ほとんどできなかった	7 不幸せなので、眠りにつかなくなった。 () はい、ほとんどいつもそうだった () はい、ときどきそうだった () いいえ、あまり度々ではなかった () いいえ、全くそうではなかった
3 物事が悪くいった時、自分を不必要に責めた。 () はい、たいていそうだった () はい、時々そうだった () いいえ、あまり度々ではない () いいえ、そうではなかった	8 悲しくなったり、惨めになった。 () はい、たいていそうだった () はい、かなりしばしばそうだった () はい、時々そうだった () いいえ、全くそうではなかった
4 はっきりした理由もないのに不安になったり、心配した。 () いいえ、そうではなかった () ほとんどそうではなかった () はい、時々あった () はい、しょっちゅうあった	9 不幸せなので、泣いてきた。 () はい、たいていそうだった () はい、かなりしばしばそうだった () ほんの時々あった () はい、全くそうではなかった
5 はっきりした理由もないのに恐怖に襲われた。 () はい、しょっちゅうあった () はい、時々あった () はい、時々あった () いいえ、めったになかった () いいえ、全くなかった	10 自分自身を傷つけるという考えが浮かんできた。 () はい、かなりしばしばそうだった () はい、時々そうだった () めったになかった () 全くなかった

(J. L. Cox et al. Brit. J. Psychiatry, 1987) エジンバラ産後うつ病調査票の著作権はThe Royal College of Psychiatristが保有しています。また、この日本語版は再発版(昭和60年から1991年)済みです。

【参考質問項目】

- 過去1か月の間に、気分が落ち込んだり、元気がなくて、あるいは絶望的になって、しばしば悩まされたことがありますか？
□ 過去1か月の間に、物事をすることに興味あるいは楽しみをほとんどなくして、しばしば悩まされたことがありますか？

編集後記

三重県内の産婦健康診査事業は鈴鹿市から始まり、その後県内全域に広がり10年を迎えようとしています。今後産科医療機関がこれを進めていくには、人員や病床の確保等様々な問題がありますが、関係機関と連携しながらさらなる事業の普及をしていかなければなりません。皆様におかれましても今後ご協力のほどよろしくお願いいたします。精神疾患合併や産後うつに対しては、精神科医、臨床心理士などを含めた多職種と連携体制を構築していきたいと思えます。また社会的リスクを抱える妊婦が安心して出産出来るように行政とも連携をしていく必要があります。さらに一步踏み込んで父親の育児への参加が重要視されてきています。父親のボンディング障害、妊婦へのDV、父親の産後うつなどの問題も指摘されており、今後は父親に対するメンタルヘルスケアの対策も必要になってきます。この事業を利用していただき切れ目のない支援を実現する必要があります。皆様方の協力のもとこの事業が今後も発展していくことを期待しています。

三重県産婦人科医会
会長 小畑英慎



発行 三重県子ども・福祉部 子どもの育ち支援課
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
TEL 059-224-2248

編集者 公益社団法人 三重県医師会
〒514-8538 三重県津市桜橋二丁目191番4
TEL 059-228-3822